

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第17号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行うものです。

概要

こども家庭庁設置法施行に伴う関係法令の整備により、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条文中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

※ 本改正は、法改正に伴う条例の文言整理であり、制度の運用に影響はありません。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指し、令和5年4月に、内閣総理大臣の直属機関としてこども家庭庁が設立されました。当該機関の設置により、関係法令の条文整備が行われ、今回の条例改正に至りました。